

第 143 回

近畿地方交通審議会
近畿船員部會議事錄

令和 2 年 8 月 24 日

日 時 令和 2 年 8 月 24 日 (月) 16 時 00 分から

場 所 近畿運輸局 会議室（船員部会室）

出席者 公益委員 阪口委員、北山委員、横見委員

労働者委員 大滝委員、服部委員、井上委員

使用者委員 磯合委員、四宮委員、開委員

運 輸 局 杉本海事振興部長、鹿野海事振興部次長、
竹内船員労政課長、仲船員労政課専門官、
藤木船員労働環境・海技資格課長

議題 1. 最低賃金専門部会の設置について

議題 2. 管内の雇用等の状況について

議題 3. その他

議事概要

阪口部会長：

それでは、ただ今から第143回近畿船員部会を開催いたします。
あらかじめお配りしております「第142回部会」の議事録につきまして、
ご承認願いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

無いようですので、ご承認をいただいたものといたします。

次に、議題1の「船員に関する特定最低賃金の改正」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

杉本海事振興部長：

海事振興部長の杉本です。資料のご説明を申し上げます。
諮問第14号「船員に関する特定最低賃金（近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、近畿海上旅客運送業最低賃金、近畿漁業（沖合底曳き網）最低賃金の改正について」の諮問でございますが、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、諮問させていただいたものでございます。

諮問の概要でございますけれども、最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものでございまして、船員の最低賃金のうち、地方運輸局長決定分に関しては地方運輸局長が地方交通審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定することになっており、今般の諮問につきましては、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して諮問させていただき、現在、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づく関係船員及び関係使用者の意見聴取の官報公示手続きを行っているところでござ

ざいます。

なお、現在、設定されております各業種の適用する使用者数及び船員数、最低賃金額及び決定公示の一覧につきましては別紙のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

阪口部会長：

ただ今ご説明いただきましたとおりでございますけれども、何かご質問等はございますか。

いかがでしょうか。

よろしければ、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、近畿海上旅客運送業最低賃金及び近畿漁業（沖合底曳き網）最低賃金の改正に関する審議につきましては、近畿船員部会運営規則第11条第1項の規定におきまして、船員部会に最低賃金法第37条第2項の規定に基づき、最低賃金専門部会を置くとされておりますので、諮問のあった各業種についてそれぞれ最低賃金専門部会を設置して、審議を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

阪口部会長：

専門部会のメンバーにつきましては、近畿船員部会運営規則第11条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっております。具体的な人選につきましては、事務局とご相談いたしながら進めてまいりたいと思いますが、私、部会長にご一任ということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、議題2の「管内の雇用等の状況」につきまして、運輸局から説明をお願いします。

竹内船員労政課長：

それでは「令和2年7月分管内雇用状況」について、ご説明させていただ

きます。

1. 職業紹介状況

① 求人関係

新規求人数は、74人（前月比-41人、35.7%の減、前年同月比：-19人、20.4%の減）となっています。

月間有効求人数は、211人（前月比+26人、14.1%の増、前年同月比：+4人、1.9%の増）となっています。

② 求職関係

新規求職者数は、16人（前月比+2人、14.3%の増、前年同月比：-4人、20%の減）となっています。

月間有効求職者数は、39人（前月比+1人、2.6%の増、前年同月比-13人、25%の減）となっています。

③ 成立状況

当月の成立数は、7人（前月比：-3人、30%の減、前年同月比：-5人、41.7%の減）となっています。

④ 職員・部員別成立者内訳

職種別の内訳は、甲板部職員5人、甲板部部員0人、機関部職員1人、機関部員1人、司厨長0人、司厨員0人となっています。

年齢別については、10歳代0人、20歳代1人、30歳代1人、40歳代0人、50歳代3人、60歳代2人、70歳代0人となっています。

2. 新規求人・求職者の取扱実績

① 職種別内訳

新規求人の職種別内訳は、職員60人（甲板部34人、機関部26人、無線部0人、事務部0人）、部員14人（甲板部6人、機関部5人、無線部0人、事務部3人）となっています。

新規求職の職種別内訳は、職員10人（甲板部6人、機関部3人、無線部1人、事務部0人）、部員6人（甲板部5人、機関部0人、無線部0人、事務部1人）となっています。

② 新規求職者の退職理由

内訳は、船舶所有者の都合2人、定年退職が0人、雇用期間満了1人、本人の申し出5人、自己の健康0人、倒産0人、就労中3人、不明5人となっています。

③ 新規求職者の年齢別

30歳未満0人、30歳代2人、40歳代8人、50歳代4人、60歳以上2人となっています。50歳以上は、6人で占める割合は37.5%、30歳未満の占める割合は0%です。

3. 失業等給付金支給状

受給資格者数は10人で、基本手当の支払実人数は3人、給付件数は3件となっています。給付金額は660,324円です。前月は3人、3件の660,324円でした。

それから、高年齢求職者給付金が0件、就職促進給付の就業手当が0件、

再就職手当が1件523,950円、よって、当月支給額計は、1,184,274円となります。

4. 月間有効求人倍率の推移

7月の近畿船員は5.41倍で、前月比-0.55ポイント、前年同月比、+1.43ポイントとなっています。

5. 近畿運輸局、月間有効求人・求職状況

①月間有効求人は211人で、このうち、新規求人者数は74人となっています。

当局の紹介による求人側の成立は4人、他局成立は2名でございました。求人の取り消しは36人で、理由の内訳は有効期限切れ23人、自己応募・縁故により採用5人、会社都合により取り下げ8人、その他は0人となっています。

②月間有効求職者は39人で、前月との差は+1人でした。

当局の紹介による求職側の成立は0人、他局成立は1人でした。

求職の取り消しは8人で、理由の内訳は期限切れ4人、自己応募・縁故により採用0人、自己都合により取り下げ3人、その他1人となっています。

6. 全国運輸局別の有効求人、有効求職、成立数、有効求人倍率

① 6月の全国の月間有効求人数は、2,407人で、前月比111.8%、前年同月比は96.4%となり、89人減少しています。

② 6月の全国の月間有効求職数は、965人で、前月比103.9%、前年同月比99.7%となり、3人減少しています。

③ 6月の全国の成立数は、79人で、前月比125.4%、前年同月比では95.2%となり、4人減少しています。

④ 6月の全国船員の有効求人倍率は季節調整により2.54倍となっています。6月の全国陸上は1.11倍となっています。

以上が管内の雇用等の状況でございます。

阪口部会長：

ただ今のご説明について何かご質問等ございますでしょうか。

無いようですので、それでは次の「その他」に入ります。

運輸局の方から説明をお願いします。

鹿野海事振興部次長：

資料5を説明申し上げます。

7月分の概要ですが、貨物船の輸送量は、1,426万1千トンで、前年同月比78%、前月比で111%となっています。

一方、タンカーの輸送量は、802万7千tで前年同月比89%、前月比で107%でした。

全体として、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急事態宣言が解除され、経済活動が徐々に戻ったことを受け、前月に比べ一部で改善が見られています。

続いて、2ページ捲っていただき、3ページの貨物ごとの状況です。

6月の欄と対前月の欄をご覧ください。

鉄鋼ですが、前年同月比で60.5%、前月比では90.2%。

原料は、前年同月比で84.3%、前月比では103.2%。

燃料は、前年同月比で82.3%、前月比では100.4%。

紙・パルプは、前年同月比で57.1%、前月比では92.3%。

雑貨は、前年同月比で83.5%、前月比では112.8%。

自動車は、前年同月比で71.0%、前月比では149.2%。

セメントは、前年同月比で96.7%、前月比では116.2%。

この結果、貨物船全体では、前年同月比で77.7%、前月比では90.2%となっています。

次のページをご覧ください。タンカーの状況です。

黒油（こくゆ）は、前年同月比で105.4%、前月比では101.1%。

白油（はくゆ）は、前年同月比で83.8%、前月比では113.7%。

ケミカルは、前年同月比で80.5%、前月比では97.4%。

この結果、一般タンカーの合計は、前年同月比で88.5%、前月比では108.6%となっています。

続きまして、高压液化は、前年同月比で82.1%、前月比では89.4%。

高温液体は、前年同月比で114.0%、前月比では108.9%。

耐腐食は、前年同月比で91.9%、前月比では100.0%。

この結果、特タン船の合計では、前年同月比で89.2%、前月比では95.9%となっています。

全てのタンカーの合計では、前年同月比で 88.5%、前月比では 107.1% となっています。

次に資料 6、長距離フェリーの令和 2 年 6 月のフェリーの輸送実績でございます。

6 月のところと、右のほうの対前月、対前年同月比のところをご覧ください。

まずトラックですが、北海道は、11,302 台で、前月比で 115.6%、前年同月比では 89.8%。

北九州は、26,561 台で、前月比で 113.3%、前年同月比では 91.8%。

中九州は、9,318 台で、前月比で 110.6%、前年同月比では 81.7%。

南九州は、10,009 台で、前月比で 90.5%、前年同月比では 94.7% となっています。

次のページ、旅客でございます。

北海道は、4,565 人で、前月比で 147.8%、前年同月比では 31.4%。

北九州は、20,810 人で、前月比で 135.5%、前年同月比では 40.4%。

中九州は、9,058 人で、前月比で 138.0%、前年同月比では 33.0%。

南九州は、8,939 人で、前月比で 118.2%、前年同月比では 43.7% となっています。

次のページ、乗用車でございます。

北海道は、1,799 台で、前月比で 158.8%、前年同月比で 33.6%。

北九州は、10,589 台で、前月比で 145.9%、前年同月比で 64.1%。

中九州は、1,626 台で、前月比で 169.9%、前年同月比で 47.9%。

南九州は、3,963 台で、前月比で 140.8%、前年同月比で 68.8%

となっています。

全体的に、緊急事態宣言が解除され、移動の自粛の解除や経済活動が徐々に戻ったことを受け、前月に比べて改善が見られています。

私からの説明は以上でございます。

藤木船員労働環境・海技資格課長：

資料 7 の船員の働き方改革の実現に向けて（案）について説明させていただきます。内容が長文となっていますので、詳しくは後ほどご覧になっていただければと思います。

7月31日に開催された交通政策審議会海事分科会第126回船員部会で提示された、昨年以降の船員部会で検討されてきた「船員の働き方改革」の実現に向けた方向性についてのとりまとめ案になります。この案では、船員の働き方や生活の実態を明らかにし、実態を踏まえた船員の働き方に関する課題や課題の解決のために必要な労働環境の改善及び船員の健康確保といった船員の働き方改革の実現に向けた今後の方向性が示されています。

概要をご説明しますと、船員労働環境の改善としては、11ページの労働時間の範囲の明確化・見直しでは、船内における各種活動の労働時間への該当性の明確化や、防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業、航海当直の通常の交代のために必要な作業の労働時間制度上の例外的な取扱いの見直し等、13ページの労働時間管理の適正化では、船内記録簿のモデル様式の見直し、見直し後のモデル様式の推奨、ソフトウェアやシステムを活用した労働時間の記録・保存方法の業界としての導入可能性についての検討、使用者に船員の労働時間を適切に管理する責務があることの明確化等が示されています。14ページの休暇取得のあり方では、基準労働期間の現行の取扱いを維持することや雇入契約書等における下船時期等の明示、荷主・オペレーター等に対する船員の計画的な休日の取得等にとって制度上の重要なポイントの十分な周知等が必要ということ、16ページの多様な働き方の実現では、これまでの労働慣行にとらわれない事業者による積極的な取組や事業者の積極的な取組を促す環境整備を図っていくこと。

18 ページからの船員の健康確保では、医学的な見地から労働者としての船員の健康確保をサポートするための仕組みづくりの検討をすすめるということで、陸上で導入されている産業医制度及びストレスチェック制度について、一定の準備期間をおいたうえで、陸上と同様に、雇用船員 50 人以上の事業者に義務付けるとともに、50 人未満の事業者に対しては努力義務を課すこととすること、20 ページの情報通信技術の活用による船内健康確保の実現、21 ページの内航船員の特殊性を踏まえたメンタルヘルスの対策のあり方、22 ページの事業者が行う労働安全衛生確保の一環として健康診断の実施を位置付け、事業者が船員の健康状態を把握し、適切に労働者の健康管理が行われる仕組みを検討するということや、生活習慣の改善による健康増進対策について示されています。

24 ページの船員の働き方改革の実効性の確保では、船員労働関係の法令・制度の内容に関する周知の再徹底や遵守に向けた監督・指導や支援、雇入契約に係る手続の見直しなどがあげられています。

同案については各委員から意見を提出してもらい、8 月の部会で最終案を提示して審議する予定ということです。

以上です。

阪口部会長：

ありがとうございます。

今までのところで、何かご質問とかご意見とか。

この資料 7 の働き方改革の実現に向けてですが、量が多いですし、来月になるかと、今何かございますか、この点について。

服部委員：

使用者側の委員の方で、新しい船内記録簿のモデル様式とか、この辺というのは周知されていますか。まだ来ていないのでしょうか。

これから多分進めていくと思うんですけど。その辺のところしっかりと、近畿管内における議論などを周知してもらって。こういった働き方改革の実

現に向けてしっかりと取りまとめが行われた後、練習と引継ぎの労働時間が含まれるようになることになるのであれば、運輸局のほうで、その辺を労働時間に含めていくのかどうかという調査というのはしっかりと行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

阪口部会長：

ありがとうございます。

使用者側の方からはこの件について、局のほうにお聞きしたいこととか何かござりますか。

ちょっと量が多いので、私の後任の委員にも資料を渡しておきますので、また見ていただいて、何かあれば来月にでもと思います。

鹿野海事振興部次長：

スケジュール的には今週末に本省で開かれます船員部会でこの取りまとめは決定される形となります。その後、この中の今後の取組みの方向に盛り込まれている各事項について具体的な実施に向けての調整、制度化の準備というような形で進んでいきますので、その都度、できる限り近畿船員部会のほうにも情報を届けするようにさせていただきながら進めていきたいと思っております。

阪口部会長：

ぜひお願ひいたします。かなり広範な範囲の網羅的な論点がございますから。

あと、ほかに何かござりますか。

輸送実績とフェリーも含めて、この数字と有効求人倍率の、確かに7月は磯合委員からお教えいただいた。ボーナスもらって辞めるとか、その辺のこともあるので、求人の数は多いんですけども、輸送実績と求人の数がちょっと違和感あるというか、この状況ではやっぱり求人意欲は、人がいないとできないからということなんですかね、この需要の落ち込みと求人意欲はあ

まり連動していなかったので、その辺のところがなぜかということは思ったんですけども。

服部委員：

慢性的に人手不足ですから。

阪口部会長：

という一言に尽くるんですがね。

要するに事業をやっていく、続けていく以上は人手不足だから、とにかく需要がどうであれ、ここで人を入れないと業務が回っていかないという理解ですかね。

服部委員：

船を止めるとかいう話になれば、その分の人間が余ってくるでしょうけれども、なかなかそういう判断に踏み込めるというのもまた非常に難しいので。

阪口部会長：

難しいですよね。

服部委員：

やはり続けていくには人も必要ですし、しっかりと輸送していますよという実績が荷主に対しても信用につながっていくと思うのでなかなか、止めるという判断をしない限りは人は必要だと思っていますけど。

阪口部会長：

陸上の運送とかでしたら雇用調整助成金をもらいながら食いつないでいるというようなところも結構あるんですけど。船の場合は、フェリーや内航とかは。

服部委員：

内航は聞かないですね。

阪口部会長：

あまり聞かない。

服部委員：

いや、ないですね。

議合委員：

海運関係で雇用調整助成金を利用しているのは、離島などでクルージング客を相手に商売しておられる船会社では利用している会社があると聞いています。

阪口部会長：

観光系とか。

議合委員：

はい。観光客が一人も来ないのでどうしようもないという話は聞きます。それにクルーズ船の乗組員やこれらを曳航する船の乗組員は、働きたくても仕事がないという状況となっているようです。

阪口部会長：

あと何かご意見とかご質問とか。

では、ないようですので、続きまして、船員政策や船員労働全般に関わる様々な問題につきまして、ご意見や情報等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

労働者委員のほうから何かございますでしょうか。

井上委員：

海運業界の受け手ということで、うちのほうで、毎年、体験乗船ということをやっているんですが、今年はコロナの関係もあって、体験乗船はできないんですけども、学校の方から要望が強いということで、出前授業をして、実際に船に乗っている船員さんに来てもらって、船はこういうものですという講座を10月1日にやる予定となっているところです。

阪口部会長：

ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

大滝委員：

小学校の教科書の基準が変わって、去年だったか今年だったか、5年生の社会の教科書に貿易の話を勉強をするということになっています。その中に船でこれだけのものが運ばれていますというようなことを学ぶということで、具体的には白浜町の小学校5年生を対象に、うちの職場委員をやってもらっている現役の船長に行ってもらって、講義をしてもらうということになっております。

これをきっかけにこういう仕事もあるんだよということが分かってもらえば、中学に上がって、高校に行く段階で、例えば商船高専であるとか、また普通一般高校に行ったら、その後、海上技術短期大学校であるとか、商船大学、神戸大学海事学部であるとか、そういう船のほうの道へ、船員になつてみたいなど、将来の選択肢の一つになればということで、数年前から進めているんです。

今回、コロナの関係でどうかなと思ったんですけども、学校のほうからぜひともそういうことを聞く機会があるのであればやってほしいということだったので、やることになりました。

以上報告です。

阪口部会長：

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

あと、使用者委員のほうから何かございますでしょうか。

四宮委員：

採用のほうは、学校訪問には行けていないので、先月お話ししました2名のみで、新しい紹介もなく、進んでいないのが現状です。

あと、船舶に関しては、鉄鋼関係の船齢の古い貨物船が用船解除になっていますので、当社のほうに数社、用船してもらえないかという話は来てます。199トンに関しては6月1日から1船、新規用船しました。

499トンにつきましても、船齢20年の貨物船を新規用船するように現在打合せ中です。

将来的にはいい船主さんであれば今後、新造船を造っていただいて、長いお付き合いをしていければ良いなと思っています。

阪口部会長：

ありがとうございます。

開委員のほうはフェリーのほうの関係は何かございますか。

開委員：

フェリーはコロナの関係でお客様も全然少ない状態、この夏もしんどいんですけども、採用のほうは高校生の採用、ちょっと伺ってみると、10月からですけれども始まりますので、地域何か所かに分けて、こちらから出向くような形で採用を行っていきたいとは思っています。

阪口部会長：

ありがとうございます。

何かご意見、先生のほうからございますか。

ほかに特に何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

鹿野海事振興部次長：

阪口部会長におかれましては、9月18日に任期満了を迎えることに伴いご退任されることとなり、船員部会へのご出席は今回が最後になります。これまで8年の長きにわたってお世話になり、大変ありがとうございました。

ご退任にあたって、阪口部会長から一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(阪口部会長挨拶)

阪口部会長：

それでは、本日の部会はこれにて終了いたします。

次回は9月28日（月）16時00分からとなっておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。

(配付資料)

1. 最低賃金専門部会の設置について
2. 令和2年7月分 近畿運輸局管内船員職業紹介実績表
3. 令和2年7月分 月間有効求人・求職状況（近畿管内）
4. 令和2年6月分 局別月間有効求人数（商漁船・職部員別）等
5. 内航輸送実績状況（令和2年6分まで）
6. 長距離フェリー輸送実績の推移（令和2年6月まで）
7. 船員の働き方改革の実現に向けて（案）